

## 仕 様 書

1. 件名：自動車雇い上げ（千葉地区）
2. 目的：量子科学技術研究開発機構（以下「機構」という。）役職員が、深夜業務の際の帰宅手段確保等を目的としてタクシーを利用する際に、安全かつ、安定的にタクシーの供給を受けられることを目的とする。
3. 契約期間：令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
4. 納入場所：国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構総務部総務課  
同 千葉地区
5. 業務要件：
  - (1) タクシー事業者（以下「事業者」という。）は、事業の種別として「一般乗用旅客自動車運送事業」の許可を受けており、営業区域として「千葉交通圏」の許可を受けていること。但し、福祉タクシーのみの許可は除く。
  - (2) 事業者は千葉市内に営業所を有していること。
  - (3) 24時間配車可能であり千葉地区（千葉県千葉市稲毛区穴川4丁目9番1号）に原則15分以内に配車できること。
  - (4) 料金後払いタクシーチケット（以下「チケット」という。）が使用できること。
6. 業務内容：
  - (1) チケット納品方法  
事業者は、機構から依頼があった場合にはチケットを機構の指定する部署に納品する。
  - (2) 配車対応  
事業者は、機構の役職員等（以下「利用者」という。）が配車を申し込んだときは、指定した台数、時間および場所にタクシーを配車する。
  - (3) チケット使用方法
    - ① 事業者は、利用者がタクシーを使用し下車する際、チケットに乗車走行料金、高速道路通行料金、有料道路通行料金及び有料駐車場料金等を正確に記入し、事業者の乗務員に手渡す方法によりタクシーを利用する。
    - ② 上記①に定める乗車走行料金について利用者がチケットに記入する金額は、車両に備え付けの料金メーターに表示された金額とする。また、金額については、利用者の降車時に事業者の乗務員と利用者間で必ず確認を行うこと。

(4) 請求方法

- ① 事業者は、タクシー料金請求書を月末締めで、翌月10日までに利用者が使用したチケットを添付の上、提出すること。
- ② 事業者は、タクシー料金請求時に、部署ごとの請求明細書（利用日、チケット番号、利用料金、高速料金等、合計額等が明記されているもの）を添付すること。
- ③ 事業者は、①及び②の請求書等を機構の指定する部署に提出すること。

(5) 責任範囲

- ① 事業者は、乗車中の不注意による交通事故等のため、利用者が損害又は損傷を受けた場合、損害賠償の責を負うものとする。
- ② 事業者は、自社の責任の有無にかかわらず、事故発生時の対応、補償等の交渉の仲介を行うこと。
- ③ 事業者は、自社の責任の有無にかかわらず、事故発生時、翌営業日午前中までに機構に報告を行うこと。

7. 検査：業務完了後、機構職員が所定の要件を満たしていることを確認したことをもって検査合格とする。

8. その他：

- (1) タクシーの利用を保証するものではないことに留意すること。
- (2) 料金の請求は、タクシーの利用料金のみとし、配車対応やチケット納品費用は個別に請求しないこと。
- (3) 本仕様書に疑義のある事項については、機構と協議の上決定する。

以 上

要求者

本部総務部総務課 大熊 智子